

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 5 月 30 日

関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

④ 核酸医薬原薬開発事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

核酸医薬の実用化に向けた原薬供給体制を確立することを目的に、核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 7 番 29 号

c) 当該事業の実施期間 平成 30 年 3 月～平成 35 年 3 月

【平成 30 年 3 月着工、平成 30 年 12 月竣工予定、平成 31 年 3 月運用開始予定】

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術の研究開発施設等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号イ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社ジーンデザイン（大阪府茨木市）

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に

掲げる地域において、海外からの観光客やM I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 大阪府の別図 1 の区域

【平成 28 年 4 月を目途に実施（池田市については同年 5 月より実施、松原市については直ちに実施）】

（注）柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更（直ちに実施）。

（略）

(18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

（略）

③ 藤井大輔（兵庫県三木市）

設置場所：兵庫県三木市内【平成 30 年度より実施】

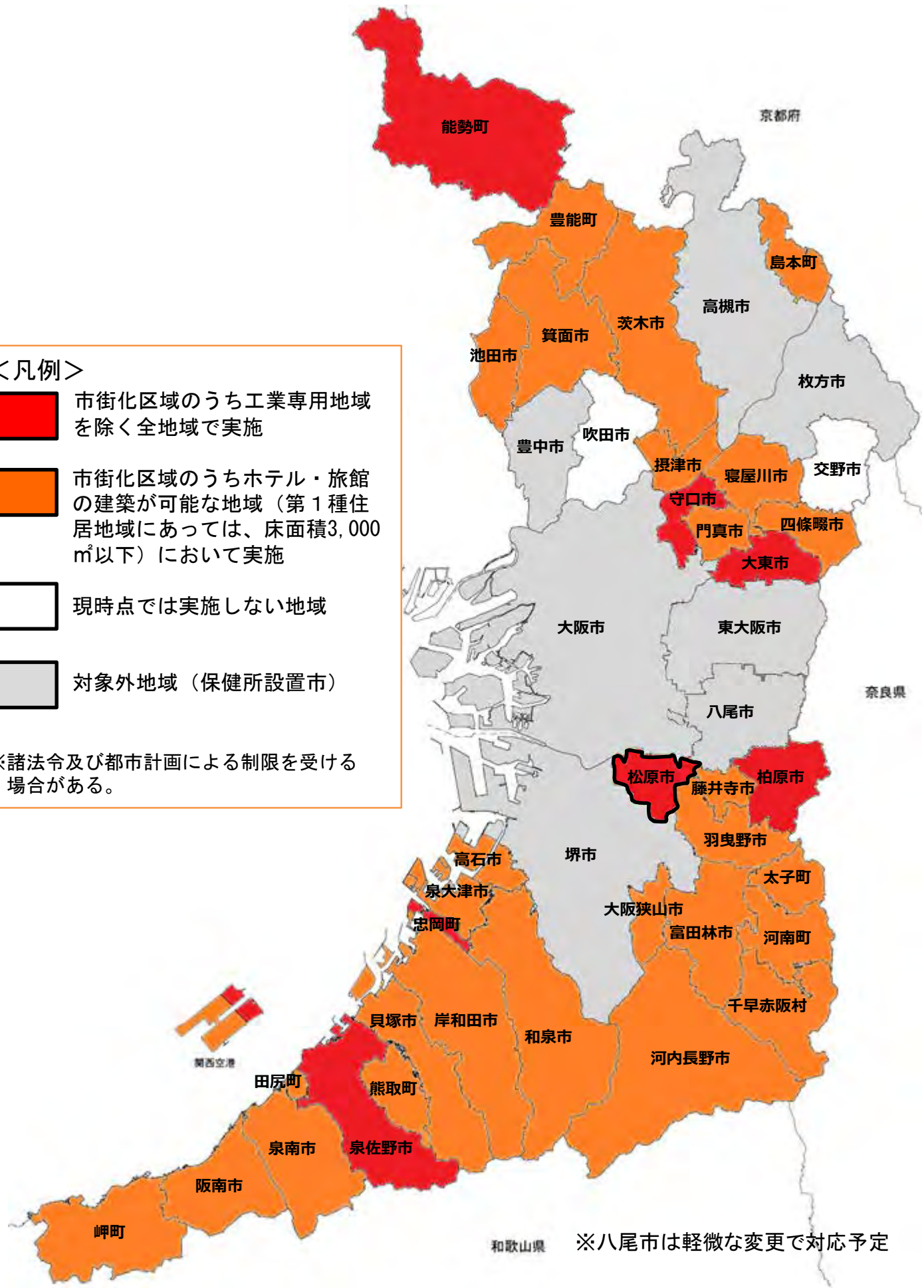
大阪府における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

<凡例>

- 市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域で実施
- 市街化区域のうちホテル・旅館の建築が可能な地域（第1種住居地域にあっては、床面積3,000㎡以下）において実施
- 現時点では実施しない地域
- 対象外地域（保健所設置市）

※諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。



※八尾市は軽微な変更で対応予定